

「103万円の壁」を打ち破り手取りを増やす、という国民民主党の主張が2年間の議論を経て決着した。直後に国民民主党の支持率が大きく増加したことから、この議論は国民民主党の政治ショーとして大成功であったといえる。しかしあるべき税制という観点からはさまざまな問題があり、将来に多くの課題を残した。

税制の最大の役割は公共サービスのための財源の調達で、公平・中立・簡素という三大原則を踏まえた内容とする、とされており、この観点から総括してみたい。

そもそも国民民主党の主張する「103万円の壁」は、政府の認識外の問題であった。パートなどを含む給与所得者の経費である給与所得控除の最低保障額55万円と基礎控除の48万円を加えた103万円を超えれば最低税率である5%がかかる。10万円追加で働けば税負担が5,000円かかるが手取りは9万5,000円増えるので、逆転現象は生じない。103万円は「壁」ではなく、あえていうなら「坂」というのが筆者の認識だ。

国民民主党もこれに気が付き、パート主婦を念頭に置いた話から、大学生アルバイトのいる世帯の特定扶養控除の話に論点を変えてきた。子供（学生）のアルバイト収入が103万円を超えると親の扶養控除がなくなり世帯の手取額が減少することを「壁」として対応を求め、令和7年度改正で特定扶養控除の年収要件が150万円に引き上げられることとなった。子供がそれだけの収入があっても課税されないのは、「控除の二重取り」ではないかという議論は吹き飛んでしまった。

もう一つの論点は基礎控除の拡充の話だ。デフレ経済からインフレ経済に変わる中、ブラケット・クリーブによる自然増収が生じているのでそれを還元すべきという議論で、結果基礎控

除に物価連動ルールが導入されたことは大きく評価したい。問題はさらにそれを超えて引き上げるかということで、国民民主党はここ30年間の最低賃金の引上率を乗じた178万円を主張、正当化するために「生存権」の問題を持ち出した。しかし憲法25条の生存権と直接関連するのは、歳出措置の生活保護で、サラリーマンの概算経費である給与所得控除も含めて生存権というのは無理があった。また基礎控除の一律大幅引上げは、高所得者ほど受益が多くなるという逆進性が生じる問題もある。

紆余曲折を経た結果、年収200万円で2.7万円、年収600万円で5.6万円と、低所得者層より中間層を厚遇する減税となり、公平性の観点から課題を残す改正内容となった。

また、給与所得控除の最低保障額が74万円と大幅引上げとなったが、実額経費である個人事業者との間にアンバランスを生じかねない。これまでサラリーマンの経費である給与所得控除の適正化が進められてきた

こととの整合性が課題として残った。また改正内容は極めて複雑になり、税の簡素性という観点からも課題を残した。2年間の時限措置なので、年初から議論の始まる給付付き税額控除による抜本的な改組を期待したい。

財源確保はどうか。「年収の壁」見直しに伴い令和7年度約1兆2,000億円（議員立法分は除く）、令和8年度約7,000億円の減収が生じるが、その補填はされていない。またガソリン暫定税率廃止の1兆5,000億円の減収も、租税特別措置の見直しと「極めて高い所得の負担の見直し」により確保されたのは約6,000億円で、党税調の財源調達面での機能は大きく低下した。

少数与党の下で政治利害優先の税制改正が、税の原理・原則から乖離していくことは将来に大きな禍根を残すといえよう。

連載

第  
227  
回

「年収の壁」議論の残した課題

# 税制之理

森信茂樹  
東京財団シニア政策オフィサー

会の課税承認権以来の議会の歴史を踏まえずに、憲法84条の文言のみからその解釈を行うことは不可能であろう。この観点から執筆したのが、学位論文の、中里実「財政と金融の法的構造」2018年、である。

#### 例4) 国際法との関係

かつて、国際法における条約法（制定法）と一般国際法（慣習国際法）の関係が、租税法における借用概念の解釈の問題と関連することに気がついた際には、自分でも驚いた。すなわち、制定法の代表である租税法律と、ローマ法・普通法の流れを汲む民法の間の関係は、いわゆる、制定法と普通法の関係に還元することができる。中世以来、法曹職業人は、ローマ法の流れを汲む普通法を至上のものと考え、それに反する制定法の適用を限定的にしようとしてきた。普通法が法曹職業人によりのびのびと運用される（普通法の「発見」）のに対して、法曹職業人ではない者の集まりである市参事会等において制定された制定法は厳格に適用すべきである（制定法の「解釈」）とされてきた（すなわち、「制定法は厳格に解釈すべきである（*statuta sunt stricte interpretanda*）」という原則の存在）のである。したがって、そのような伝統の上に立って、制定法律である租税法の中に組み込まれた普通法である民法の概念に関しては、民法における意味内容に即したかたちで解し、租税法律において明文の定めのない限りその内容を変更することはできないというのが、借用概念に関する統一説である。そして、この点を論じたのが、中里実「制定法の解釈と普通法の発見—複数の法が並存・競合する場合の法の選

択としての『租税法と私法』論（上）（下）」ジュリスト1368号131-140頁、1369号107-113頁、2008年、である。

以上、要するに、私は、その都度発生するさまざまな問題について、興味のあることを歴史や基本原則に遡って可能な限り試してみようという雑食性の研究を行ってきたとやってよかろう。もっとも、その試みが成功したか否かは、今の自分にはわからないが。

#### 4 過去を振り返ることの意味

しかし、当然のことであるが、現役時代に本格的に検討する時間的余裕のなかったさまざまな問題が、現在の私にとって多数存在するという点是否定のしようがない。これらについては、今後とも、可能な範囲で考え方をまとめ、少なくとも問題の所在について指摘していきたいと考えている。「租税法の難問」の連載は、そのような問題提起という目的の下に執筆されたものである。

もちろん、引退した者が、説教をたれるというのは、現役の方々にとっては至極迷惑なものであり、また見苦しいかもしれない。ただ、日々の業務に追われていた現役の時代とは異なる状況の下で考える時間が多少あることは事実であり、そのような問題意識を記録に残しておくことに意味がないとも限らない。そこで、従来の研究生活の中で、疑問には感じたものの、詳しく検討する余裕のなかった点について、その問題意識と一定程度の検討の方向性を多少なりとも整理して、文章にしておくこととしたのが、本連載なのである。

（終）